

令和4年 第20回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和4年10月28日（金）午前10時

場 所：教育委員会室

教育長	蓮 沼 千 秋
教育長職務代理者	井 戸 道 代
委員	平 井 俊 一
委員	天 野 安喜子
委員	庭 野 正 和

事務局	学務課長	大 關 一 彦
	教育指導課長兼教育研究所長	
		佐 藤 嘉 弘
	学校施設課長	八 木 邦 夫
	統括指導主事	百 々 和 世
	統括指導主事	千 葉 一 知

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	杉 浦 佳 之
	同 主査	志 村 一 彦

蓮沼教育長	<p>開会時刻 午前10時00分</p> <p>ただいまから、令和4年第20回教育委員会定例会を開催いたします。本日は、8名の方から傍聴の申出がありますが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長	<p>それでは、傍聴人の方の入室を許可します。</p> <p>〔傍聴人入室〕</p>
教育長	<p>日程第1、署名委員を決定します。天野委員と庭野委員にお願いします。続いて、日程第2、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに、継続となっております陳情第1号を審議いたします。陳情者から陳情に関する資料の追加提出がありましたので、事前に配付しているところですが、</p> <p>それでは、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。</p>
庭野委員	<p>いよいよ11月27日の実施までひと月を切ってきました。これまでもいろいろな資料を検討してきましたけれども、陳情者からの資料をたくさんいただきました。それから、事務局からもたくさん出していただきました。私自身も独自にいろいろな学校などにお聞きして状況を把握し比較して考えているんですけども、改めて今、生徒の声だとか学校からの声だとか保護者の声というのは、これまでと比してどういうふうになっているのか、現状をお聞かせいただけたらありがたいと思います。</p>
佐藤教育指導課長	<p>これまでもお伝えしているところですが、子どもたちはもう準備を進めているところがございます。なぜならば、これは実施することで方向が定まっていますので、今、教員がこれは反対という立場では職として言えない状況がございます。子どもたちがそれに対して準備をしていくという状況から、教員も粛々と進めているところがございます。</p> <p>前回もお話をしたところですが、申込みのところ、少し手続きが難しいという声が教員から上がっているところがございます。特段、江戸川区教育委員会に関して、保護者の方から電話等での問合せや要望というもの</p>

	<p>はございません。</p>
庭野委員	<p>ありがとうございます。別のことですけれども、生徒たちが受ける受験会場というのは、どういうところになっているのか、お分かりでしたら教えてください。</p>
教育指導課長	<p>東京都で指定された会場に生徒が赴き、そこで受験をするというところでございます。</p>
庭野委員	<p>なるほど。区内に設けられているということはあるですか。</p>
教育指導課長	<p>まだ実際に場所は指定されていませんが、東京都教育委員会からは会場として可能なところがないかという打診があるというところですよ。</p>
庭野委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
教育長	<p>ほか、いかがでしょうか。</p>
平井委員	<p>私も陳情者からの追加資料と動画等、拝見させていただきました。私自身もPTA会長の集まり等でいろいろと話を聞く機会がありまして、やっぱり保護者も関心度が高いです。やはり初めてのことで、生徒も当然不安があるというところは否めないところだとは思っています。</p> <p>中にはPTA会長が保護者に詰められてどうなっているんだ、このスピーキングテストについて聞かれることもあるんですけども、PTA会長は回答する立場にないので、やはりそれだけ皆さん、関心、不安があるのかなというところは実感しております。</p> <p>都の情報開示の部分は不十分だなというところはありますが、問題があれば一つ一つ解決してもらいたいところです。いずれにしても私どもとしては生徒たちに不利益のない方向で進んでほしいなということで、不利益があるのであれば、情報開示してほしいなという思いはあります。</p> <p>そうして一つ一つ解決していけるところは解決して、不安を取り除いてあげる何か手だてがあればいいかなとは思っています。感想ですけれども。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。それに関して何かありますか。</p> <p>やはり陳情にあるように不安な部分があるのは確かなので、それにどう応</p>

	<p>えていくかというところは大切です。ただ実際に申込みをして試験を受けるということになってしっかり準備している子どもたちもたくさんいるので、やはり混乱はさせたくないですね。委員のお話にもありましたけど、いろいろな形で子どもたちが不利益を受けないように子どもたちの力がしっかり反映されるようにしていくあるいは英語に関する意欲関心を高めて、授業やいろいろな学習に臨んでほしいということですので、そのようにしていく必要があります。</p> <p>確かに第1回ということで、こういうことはどうなっているんだろうな、大丈夫なのかなという声もあるので、そういったところは安心させるべく、東京都教育委員会にはもう少しはっきり示してほしい部分もありますけれども、東京都教育庁は、しっかり任せてくださいという発言もしているので、私どもの立場としてはしっかりやっていただくということですね。</p> <p>ほか、委員さん、いかがでしょうか。この件に関して、感想とか意見とか質問でも構いませんけれども、あればお願いします。</p>
天 野 委 員	<p>実施することは決定しているというところの方向性の中で、子どもたちの不安をどう解消するかという部分、保護者の方々が一番心配されている部分だと思います。陳情者の提出された資料も拝見しました。疑問がある部分について質問あれば、その辺は丁寧にご説明いただきたいという旨をお伝えし続けていくということが私たちの役割かなと思っているところです。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。井戸委員、何かございますか。</p>
井 戸 委 員	<p>私も新たな資料を拝見しました。本当に陳情者の方々のおっしゃることはもっともだなと思う部分もあります。受ける子たちは、初めてだから大変なんですけれども、マイナスになることがあってはいけない。次の子たちのための試験という、次の子たちがよりよい授業を受けられるようなという部分では当然先駆者という面があるわけですがけれども、それだけではなく、受けている子たちにもプラスになるような、そういうふうな形にもう少しなるといいなと思いました。感想です。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。実施する以上、細かいところで不安、課題があるにしても、子どもたち、保護者の方が最終的にはやってよかったという形になればいいなと思っています。実際にやって、こういった力がまだ自分は足りないなとか、もっと授業でこういうところ頑張ろうとか、先生方ももう少</p>

	<p>し授業で話す部分のスピーチに力を入れていこうとか、そういったところでいい方向に行けばいいなと思いますけれども、ただ現実的には不安の声もあるので、そういったところもしっかり丁寧に説明しながらやって、我々のほうもぎりぎりまで保護者や先生たちや子どもたちの声に応えていきたいと、このように思うところでございます。ほか、いかがでしょうか。</p>
天 野 委 員	<p>今回、陳情が出されていますが、プラスになるようなお話というのではないのでしょうか。試験を実施することになったら、子どもたちの認識が鮮明になって、それに向かって努力をするようになったとか、そういった声もぜひ聞いていただけると、今の井戸委員さんがおっしゃったようにいい方向にということが現実的に形として見られてくるとまた印象が変わってくるのかなと思いますので、その辺をお願いしたいと思います。</p>
教育指導課長	<p>実施後には子どもたちの声、また教員の声も上がってくると思います。その中で、努力した子はやってよかったという声が上がってくれば、我々としても方向としていいかなと思います。</p> <p>また、これはやっぱり自分たちの力を図るにはちょっと難しいテストなんじゃないかという声も上がってくると思います。大事なのは、来年度以降に向けて改善していく、そういう姿勢が大事なのかなというふうに考えていますので、プラスの意見、マイナスの意見を吸い上げながら、今後につなげていきたいという考えは今持っているところです。</p>
天 野 委 員	<p>今回のスピーキングテスト、すごく注目されたということは、まず一つ大きな前進だと思っているんです。今までそんなにスピーキングに関しては、国際交流の中で、スピーキングは重要なところではあるものの、余り試験に特化して注目されるようなことは今までなかったものですから、その点については、子どもたちに大切なんだ、学ばなければいけないなという意識の向上にはつながったと、そういう考えではあります。</p>
教 育 長	<p>天野委員は、柔道で国際大会の審判をやっておられて、国際舞台で活躍されている立場で、スピーキングの重要性とそれに関して何かお考えございますか。テストということではなくて。</p>
天 野 委 員	<p>人との交流を、人の感情を知りたいな、人と心で結びつきたいなというときのきっかけって、実は言葉だけではないという部分があります。大いにあ</p>

庭野委員	<p>ります。例えばジェスチャーで表現するとかですね。でも、さらにその人のことをもっともっと深く知りたいよというときに、やはりある程度の単語、語学力とかが必要になってきます。そういったコミュニケーションを取る意識というものがとても重要になってくると思うんですよね。特に日本はなかなか海外の言葉を当たり前のように使う国ではないので、そういった意味では、こうしたスピーキングとして、こういった雰囲気ではしゃべればもしかしたらほかの人にも話せるかもしれないという第一歩、初めの一歩にはつながる、とても大事な要素ではないかというふうには捉えております。</p> <p>今、天野委員のお話で思い出したのですが、私も学生を連れてアメリカが中心ですけれども、何回か行ってきましたけれど、そのとき学生たちが、現地の学生さんやあるいは現地の方々と交流する場というのを必ずつくるわけですね。そのときに、どうしてもスピーキングしなければならない。そういう場に追い込まれるわけですけれども、片言でも何でも発しないと自分のことが分かってもらえないという、そういうことを何回も見聞きしています。</p> <p>ですので、やはり自分がスピーチをするということが、これからの社会では必ず求められることだというふうに思います。そのときに、あなたの考えはどうかとか、あなたはこれについてどういうふうな見方をするのですかとか、結構突っ込まれた問いも多いですね。今回のスピーキングテストもそういった中身が結構含まれていますので、私が経験してきた中でのことには限りますけれども、とてもそれに合っている、マッチした内容ではないかなというふうに思っています。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。</p> <p>なければ、本陳情の審議は次回に継続ということによろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、陳情第1号の審議は継続といたします。</p> <p>次の議題に入る前に、審査の進め方についてお諮りいたします。</p> <p>第37号議案、江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について、第38号議案、江戸川区立幼稚園使用条例の一部改正について、及び第39号議案、江戸川区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正については、議会に上程される前の議案に関するものであり、政策形成過程にある案</p>

<p>教 育 長</p>	<p>件であること、また、第40号議案、教職員の人事については人事に関する案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思います。この発議に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">〔賛成者挙手〕</p> <p>賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。</p> <p>なお、第37号から第39号までの議案については、議案が議会に上程された後に、議事録の公開を可能とします。</p> <p>傍聴人の方は退室願います。なお、秘密会終了後の再入室は可能です。</p> <p style="text-align: center;">〔秘密会〕</p> <p style="text-align: center;">〔第37号から第39号までの議案は政策形成過程期間が終了したため秘密会部分を公開〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、第37号議案、江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>八木学校施設 課 長</p>	<p>それでは、1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>付則で、ただし書き部分の追加ということで、別表の一小学校の部同二之江小学校の項の改正規定は、江戸川区教育委員会規則で定める日から施行するというごさいます。</p> <p>それについてご説明申し上げます。江戸川区立二之江小学校の改築における仮設校舎から新校舎への移転につきまして、建設工事が令和5年3月に完了する見込みでありました。それに伴いまして、令和5年4月1日から当該学校の位置を新校舎の位置に変更するため、令和4年第2回区議会定例会におきまして、江戸川区立学校設置条例を改正したところのごさいます。</p> <p>しかしながら、当該建設工事中に都及び区が詳細を把握していない暗渠が新校舎建設予定地内の南北に縦断していることが判明いたしました。このため、当該暗渠の一部撤去作業を行いながら建設工事を進めなければならず、その処理方法の検討についても時間を要したところのごさいます。</p> <p>したがいまして、建設工事に約3か月の遅れが生じまして、建設期間を含む工期が令和5年3月から同年6月まで延伸ということになりました。</p> <p>今後の学校改築事業におきまして、同様の予期しない要因による工期延伸の可能性がございます。即時対応とするために条例の中で何月何日と設け</p>

	<p>ないで、施行日につきましては、規則に委任するということの変更でございます。それに伴いまして、江戸川区教育委員会規則で定める日と改正させていただくところでございます。</p>
教 育 長	<p>ただいまの件に関して、何か質問や意見などはございますでしょうか。</p>
庭 野 委 員	<p>今のご説明で、これまでも幾つか延びておりましたので、そのたびに改正していくというのではなくて、この付則でそれを全てカバーしていくということでしょうか。</p>
学校施設課長	<p>工期のめどが立った段階で教育委員会規則で定めさせていただくということでございます。</p>
庭 野 委 員	<p>分かりました。効率的にもなりますし、大変よいことだというふうに思います。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。ほかになければ、第37号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、第38号議案、江戸川区立幼稚園使用条例の一部改正について、及び第39号議案、江戸川区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正については、関連する内容ですので一括議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
大關学務課長	<p>それでは、こちらも1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。こちらの第2条の2項で、江戸川区教育委員会規則で定める教育課程に係る教育時間外に行う教育活動の保育料について、条例で月額を、規則で日数を見直すものです。</p> <p>こちらの教育課程に係る教育時間外に行う保育とは、いわゆるショートサポート保育と言われているものですが、こちらは保護者が就労、家族の通院付添い、学校の保護者会の出席などにより、一時的に教育時間外の保育が必要な在園児を対象に行う一日単位の延長保育です。</p>

	<p>条例では4,000円となっていたのですが、こちら6,000円と変えるものです。それに関しまして、新旧対照表の第3条の5項で、保育を受ける日数が一日当たり8日となっていますのを12日に変えて、こちらのほう一日当たり500円なので6,000円に変わるものです。</p> <p>今まで1人で月8日までしか利用できないため、こういった保護者が別の預かり保育を行っている施設を探している状況がありましたので、この利用日数の上限を月12回に増やすことによって、保護者の負担を軽減しようとするものです。</p>
教 育 長	この件に関しまして、質問、意見はございますでしょうか。
天 野 委 員	この月額6,000円、費用のお話がちょっとよく分からないのですが、この6,000円というお金、1回500円というのはどこから計算されているのでしょうか。もともと江戸川区の中で決めていた費用なのか、もしくは都とか、全国的な平均が500円ということになるのでしょうか。
学 務 課 長	都で決めていた金額だと思うのですが、この場ではすぐにお答えできませんので、お調べしますけれども、そんなに大きく違うことはないと考えています。
天 野 委 員	その辺の金額がどこを標準に算出されているのかちょっと気になったものですから、回数が増えたから上げたということは理解できていますけれども、もともとの費用がどこから来ているのかというのが分かれば教えてください。
学 務 課 長	調べてお伝えいたします。
教 育 長	ほか、ございますか。
庭 野 委 員	施行日についてですけれども、これは年明けの1月1日からとなっていますけれども、年度ではなくて、これは早急に対応するという事で1月1日からということでしょうか。
学 務 課 長	こちらは要望があっただけですぐに対応できるものなので、年度をまたがないで来年1月からやるということでございます。

庭野委員	なるほど。大変ですが、スピーディーな対応ということが図られているので、そういったことはとても評価できるなというふうに思います。
教育長	ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。 ほかになれば、第38号議案及び第39号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	それでは、原案のとおり決定いたします。 〔秘密会〕 〔秘密会終了〕
教育長	続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。 教育委員会後援名義の使用承認について、事務局から説明をお願いいたします。
教育指導課長	1枚おめくりいただきまして、使用申請のページがございます。教育委員会後援名義の使用についてでございます。一般社団法人ダンス教育振興連盟JDACから、令和4年12月3日(土)、4日(日)に実施されるダンス指導研修会につきまして、後援名義の使用申請がございました。 申請のあったダンス教育振興連盟JDACは、厚生労働省、スポーツ庁等の後援のもと、学校教育に取り入れられている創作ダンス、フォークダンス、現在のリズムのダンスの普及、振興を目的としておりまして、ダンス指導者養成のために研修会を開催している団体でございます。 本研修会においては、会場が江戸川区西葛西の東京スポーツ・レクリエーション専門学校であることから、江戸川区に後援名義の申請があったものでございます。研修会を実施するに当たり、厚生労働省、スポーツ庁の後援のほかに実施会場となる自治体の教育委員会に後援を依頼しており、教職員の参加を促す狙いがございます。 また、研修会は学習指導要領に基づいた内容となっており、指導方法に重点を置きながら、授業の進め方、指導マナー、安全対策等を実践的な内容で実施するものとなっております。

	<p>なお、江戸川区においては、平成27年3月22日に総合文化センターにて同様の研修会を実施し、教育委員会が後援を行った実績がございます。当時は一般社団法人日本ストリートダンス認定協議会を通して実施していましたが、今回はJDACが直接本研修会を実施しております。それ以降は会場が江戸川区でなかったこと、コロナ禍で活動できない時期があったことから、後援申請はされておりました。</p> <p>本研修会における新型コロナウイルス感染症対策としては、受講者において共用部のアルコール消毒の徹底、常時換気の徹底、座席間の空間の確保、スタッフと受講者の接触の禁止を徹底しております。スタッフにつきましても、出勤前の検温、体調不良時の出勤停止、手指消毒、マスク着用、咳エチケット等、受講者等の接触を禁止するものも含めて徹底することとなっております。</p> <p>以上のとおり、主催団体大会の目的は専ら教育に関するものであり、感染症対策も十分に講じられていることから、後援名義の使用を承認していただきたいと考えているところでございます。本件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この件に関しまして、質問等ございますでしょうか。</p>
平 井 委 員	<p>ありがとうございます。平成27年3月に総合文化センターで開催されたときというのは、江戸川区の先生方の参加者が多かったんでしょうか。どれぐらいの参加者が、こういった方がいらっしゃったんでしょうか。</p>
教育指導課長	<p>27年の資料が実は残ってなくて、人数までは分からないんですけども、実は私、かつて都の指導部にいたときにこの研修会に参加したことがあります。学習指導要領でダンスが指導内容として明記されたことから、当時、やはり教員もダンスの指導力が足りないということで、こちら、JDACというところがやっているということで、実はお金がかかるものですから、余り都教委としては推奨する立場ではありませんでした。ただし教員は無料で参加できるということもありまして、そのとき後援はしなかったのですが、周知されまして教員が参加しました。その中で私も参加しまして、学習指導要領にのっとって、ストリートダンス、現代的なリズムのダンスのみならず、フォークダンスや創作ダンスの指導も含めて、いわゆるダンス教室とは少し違った形で研修会が行われておりました。授業で活用する際の指導スキル等</p>

	<p>を身につけるというところで、内容としては非常に講師のレベルの高く基礎がそろっている内容だったなというふうに記憶しているところです。</p>
平井委員	<p>先ほど、スピーキングテストの件で天野委員がおっしゃっていたように、国際的にもコミュニケーションが重要というところで、言葉だけでなくやっぱりこういう表現力というのも大事ななと思いますので、先生方が指導を通して表現力等を子どもたちに身につけさせていくためにも後援していきたいお話かなと思います。</p>
天野委員	<p>27年から今年にかけて江戸川区には会場がなかったというお話も伺ったんですけども、それは会場が埋まっていなかったということでしょうか。コロナでできなかったとかいう理由だったら分かるのですが、会場がなくてという理由がこの長い年月やらなかったことにつながっているというのはちょっと腑に落ちないというか、何かほかに理由があったのかなという、要望がなかったのかもしれませんけれども、その辺教えてください。</p>
教育指導課長	<p>会場がなかったということではなく、会場が江戸川区以外だったということで、実はJ D A Cは大阪を拠点としておりまして、全国で研修会を行っている団体です。厚生労働省とスポーツ庁がかなり近い関係にありまして、いわゆる企業の活性化も含めて、スポーツ庁はいわゆる、ゆる部活というんでしょうか、運動が得意でない子でも楽しめるダンスを普及するというところで、スポーツ庁の考えと合致しているということで、全国で指導しているところでございます。</p> <p>江戸川区としてもダンス、高校ではかなりポピュラーになっているんですけども、中学校でもダンスがかなり広まりを見せておりまして、やはり指導者の育成は必要かなというふうに考えているところです。</p>
天野委員	<p>承知しました。ただ、厚生労働省が入っているから、スポーツ・レクリエーションって柔道整復師とかも関係ありますね。もしこれがいい形で進むのであれば、江戸川区の学校って都内で2番目でしたっけ、人数が多いこともあるので、ぜひ、こういうところ継続していただければありがたいなと思います。ありがとうございました。</p>
教育長	<p>江戸川区でも葛西三中が全国大会に出場して金賞を取っています。ダンスと柔道、剣道は選択するのですでしたか。</p>

教育指導課長	ダンスは必修ですね。
教 育 長	ダンスは必修で、柔道と剣道はどちらか選択する形ですね、分かりました。ほか、いかがでしょうか。
庭 野 委 員	今、中学校の先生を中心としたお話だったんですけども、小学校でも同じようにダンスというのは必修になっていますので、ぜひ、小学校の先生にたくさん参加していただきたいなというふうに思いますね。今、お話ございましたようにスポーツ庁とか厚生労働省が後援しているということで、体を動かす面だけではなくて、健康予防医学会も後援するということですので、そういった面からのサポートもしっかりとあるということを知るといことは大事だなというふうに思います。教員は無料ですので、ぜひたくさん参加してもらえればなというふうに思います。
天 野 委 員	受講料のところに資格認定証発行料とありますが、資格認定というのは、読み解くことができていなかったら恐縮なのですが、何の資格の認定になるのですか。
教育指導課長	J D A C が作っている資格です。教員は無料で参加するんですけども、あくまでも体験であり、無料で参加した場合は資格は取得できません。2回目以降が実は費用が発生するというので、私も1回しか出ていないんですけども、そういう仕組みになっております。1回の教員無料の体験でも十分スキルは獲得できるというふうに思います。私の経験からは1日相当厳しい研修で筋肉痛になるような感じで、無料でできたらいいなという印象です。2回目以降は費用が発生します。資格が欲しいというのであればお金がかかるという面があります。
天 野 委 員	この資格を持っていると、国家資格ではないので分かりませんが、この資格認定を持っていると何に対して知っていますよという証になるのですか。
教育指導課長	特にはないです。
天 野 委 員	ないんですね。資格認定とはなんだろうと思いました。

教育指導課長	ただ、指導するときにしっかり研修を受けて資格を持っていますよということが言えるだけで。
教 育 長	受講証明書みたいなものですね。要するにお試し期間でやってもらってよければこの後も続けるということですね。
教育指導課長	このJ D A Cの中で、ダンス大会みたいなものをやっけていまして、参加するときにこの資格を持っている持っていないで違うみたいなものだと思うんですけど、実際、職としてこれがあるから仕事ができるとかそういうのはないというふうに認識しています。
天 野 委 員	要するに今度は利益を得られるという部分で、実施要項を読み解いていくと違和感があります。承認にあたっては、営利目的ではないことという部分があったと思うのですが、その窓口のところの後援として教育委員会が入っているものなのか、率直なところ課長は受講もされているいろいろな状況ご存じだと思うので、その辺ちょっと教えていただければと思います。違和感が一瞬出てしまったものですから。
教育指導課長	やはり資格認定などについては、かなり高額になっていますので、これをもとに広めるというのではなくて、この無料で行われる2回、12月3日、4日のこの研修会に關しての後援でして、時限的な後援になります。それで、その理由としては、教員は無料で参加できるので、今のダンスの状況からして、参加する意思がある方は参加していただきたいと、そういう方向での後援名義かなというふうに考えております。
天 野 委 員	スポーツ庁、厚生労働省が後援していて安心して区教育委員会も名前を連ねていいんじゃないかと思ったんですけど、それと同じように江戸川区で教員として働いていらっしゃる方は、区教育委員会が入っているから安心して参加したら、営利活動のようなものにどんどん吸い込まれてしまったというきっかけになっても困るなと思ったので、お伺いさせていただきました。
教育指導課長	前回、平成27年に同様の研修をする際に後援名義を行ったという実績があるということと、今回教員が無料ということで、後援名義の申請を行ったところですけども、そのあたりをフラットな目でご判断いただければと思

	<p>います。ただ、他区でやっている場合は、こういう時限的な研修ですけれども、その地区の教育委員会に後援をもらっているという話は聞いておりません。</p>
天 野 委 員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
庭 野 委 員	<p>収支予算書を見ると、一番下、ライセンス認定料というところに人数が出ているんですね。15人、10人、15人、合わせて40人という、そんなに多くの数ではやらないということですね。</p>
教育指導課長	<p>私が参加したときも50名程度でした。</p>
庭 野 委 員	<p>少数精鋭という感じですかね。ありがとうございます。</p>
教 育 長	<p>ほかになければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、令和4年第20回教育委員会定例会を終了いたします。</p> <p>閉会時刻 午前10時46分</p>